

県南広域振興局長告示第 130 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 6 月 5 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

1 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
社会福祉法人江刺寿生会	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290 番地 1	桜つつみ身体障害者指定通所介護事業所	桜つつみ障害者指定通所介護事業所	奥州市江刺区岩谷堂字下惣田 290 番地 1	平成 18 年 10 月 20 日

2 福祉用具貸与

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター北上福祉用具貸与	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目 2 番 40 号	平成 19 年 5 月 1 日

3 介護予防福祉用具貸与

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター北上福祉用具貸与	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目 2 番 40 号	平成 19 年 5 月 1 日

4 福祉用具販売

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター北上福祉用具貸与	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目 2 番 40 号	平成 19 年 5 月 1 日

5 介護予防福祉用具販売

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地	
		変更前	変更後		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地	ニチイケアセンター北上福祉用具貸与	ニチイケアセンター北上	北上市青柳町一丁目 2 番 40 号	平成 19 年 5 月 1 日